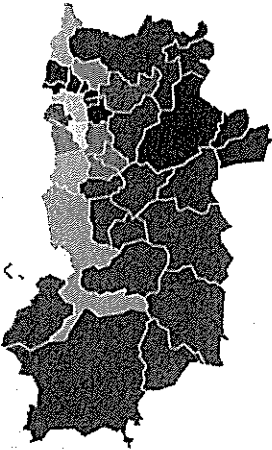


第11号様式の5（第5条関係）

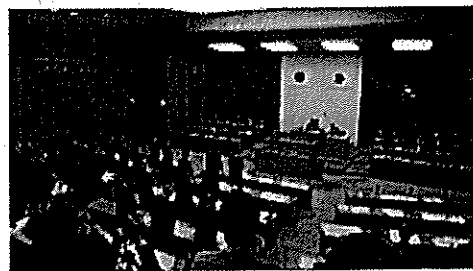
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 自由民主党・無所属の会					
年 月 日	令和6年5月10日（月）ほか				
表題と発行部数	会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.02」 17万部発行				
対象者	奈良県内				
配布方法	新聞折り込み ポスティング（議員が配布）				
発行目的	県政運営の現状とそれに対する会派の取組みの周知を図る。				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	○自由民主党・無所属の会 会派構成議員の顔ぶれ ○下記についての県政運営の現状と会派の取組み ・令和6年度予算の修正案を提案し、可決！ ・県民の命と財産を守るために～防災の議論は終わっていない～ ・構想なきアリーナ予算を修正！				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	デザイン料	CANATA Design (株)	110,000 円		1 2
	振込手数料	南都銀行	445 円		1 2
	印刷代	(株)グラ フィック	24,110 円	5,000 枚	1 5
	印刷代	(株)グラ フィック	196,960 円	55,000 枚	1 6
	印刷代	(株)グラ フィック	363,703 円	100,000 枚	1 6
	印刷代	(株)グラ フィック	42,541 円	10,000 枚	1 7
※100%充当 合計 737,759 円					
備考	添付資料：会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.02」				

注 発行した広報紙を添付してください。

大和郡市 米田 忠則 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	大和郡市 粒谷 友示 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 田中 惟允 ●建設委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会	奈良市・山辺郡 荻田 義雄 ●経済労働委員会 ●総合防災対策特別委員会	天理市 岩田 国夫 ●建設委員会	大和郡市 中野 雅史 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	磯城郡・高野郡 山本 進章 ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会
磯城郡 井岡 正徳 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	北葛城郡 乾 浩之 ●建設委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください 我々22人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。 		大和郡市 西川 均 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会	奈良市・山辺郡 池田 慎久 ●経済労働委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	
大和郡市 川口 延良 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	吉野郡 浦西 敦史 ●厚生委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会 ●議会運営委員会			生駒市 小村 尚己 ●経済労働委員会 ●総合防災対策特別委員会	奈良市・山辺郡 足田 進一 ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	
北葛城郡 若林 かずみ ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会	奈良市・山辺郡 伊藤 将也 ●経済労働委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会 ●議会運営委員会	生駒市 金山 成樹 ●建設委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	新宮市 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡市 斎藤 有紀 ●建設委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和郡市 川口 信 ●建設委員会 ●南部・東部地域振興対策特別委員会	奈良市・山辺郡 永田 恒 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会

令和6年度予算の修正案を提案し、可決！

令和6年度予算において、自由民主党・無所属の会は2月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて2月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の2つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。



本会議で修正予算が可決

●3/12～19 予算審査特別委員会

3月12日～19日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した19日の総括質疑では、10時間を超える大激論となりました。令和6年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」となりました。



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議会中継

●「再議」で2条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の2つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成28・反対15で再議の可決に必要な2/3に届かず否決されました。一方、総務警察委員会で可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2件は採択されました。



「再議」とは？

知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の3分の2以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公苑を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

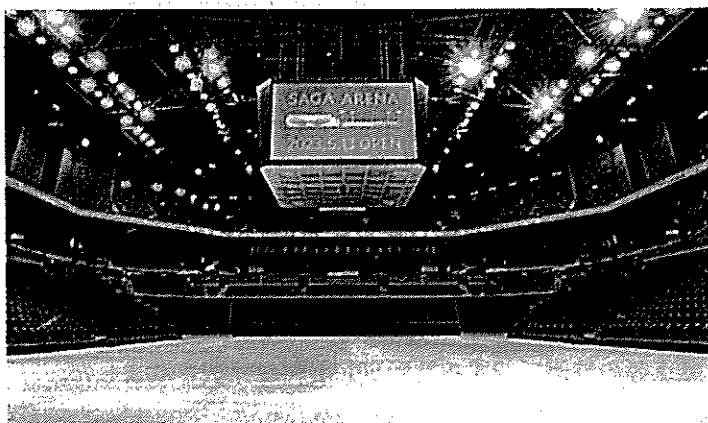
県防災担当課の提案内容 (令和5年12月5日まで)	知事の政策決定内容 (令和5年12月上旬)
五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備	県立橿原公苑を“中核的広域防災拠点”として整備 五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備
政策決定の問題点 (県立橿原公苑の課題) 1 面積が小さく応援部隊が滞在できない 2 液状化の危険 3 法律的に大型ヘリコプターが使用できるか検討できてない	

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公苑でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第 1 1 号様式の 4 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (研修会開催)				
会派・議員名 自由民主党・無所属の会				
年 月 日	2024 年 6 月 17 日(月) 9:30～11:20			
場所	奈良県議会 第三委員会室			
研修会名	会派 防災勉強会			
相手方 (人数)	講師 1 名			
開催目的	防災の専門家を招いて県の総合防災体制の在り方、防災拠点に係わる知見を高めるため。			
内容、結果等 ※研修会開催の 効果を明記のこ と	講師 関西大学 社会安全学部 教授 越山 健司 氏 防災拠点の整備に関する国や総務省、国土交通省のマニュアルに基づいた考え方や、各都道府県や市町村がそれに従って整備を進める必要性、能登半島地震の事例を用いて物資輸送の重要性と課題が説明され、被災市町村が初動で動けない場合、国や都道府県が迅速に支援を行う体制が求められることがわかった。 防災拠点の選定には、地盤の安定性、アクセスの良さ、広いスペースが必要であり、具体的な事例として阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災の経験が共有され、これらの事例から、広域防災拠点は救援物資の中継・分配、広域支援部隊のベースキャンプ、医療支援など多岐にわたる機能を持つべきであるとされた。 奈良県には大規模な広域防災拠点が欠けており、その整備が防災対応において重要であることが再確認された。また、防災拠点の選定に際しては、南海トラフだけでなく奈良盆地東縁断層帯地震を想定し、被災地の中心とならないことや、液状化の可能性や地盤の安定性を考慮する必要があることが指摘された。 さらに、防災拠点の役割として、一時的な集積、荷捌きのスペース、ヘリポートの設置、広域支援部隊のためのベースキャンプの設置などを挙げられた。 勉強会全体を通じて、奈良県の防災体制の強化と広域防災拠点の整備が喫緊の課題であることが明確となり、今後の具体的な施策と計画の必要性が再認識された。			
開催に要した 経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	謝金	44,895 円	講師謝礼	2 8
	振込手数料	445 円		2 8

	所得税 源泉徴収分	5,105 円	講師謝礼にかかる 所得税源泉徴収分	2 9
		合計	50,445 円 （ すべて政務活動 ）	
備考	添付資料：研修次第、会場写真			

注 研修会の次第や資料、会場の写真等を添付してください。

自由民主党・無所属の会 防災グループ勉強会

日 時：令和6年6月7日（金）午前10時
場 所：奈良県議会

次第

1. 災害応急対策(防災拠点)検討部局会、5月視察文字起こし 論点整理

2. 今後の役割分担について

3. 次回勉強会について

日時：6月17日 午前9時30分～午前11時

場所：県議会 第3委員会室

特別講師：越山健治 教授

（関西大学・都市防災、復興計画、地域安全計画専門）

4. その他連絡事項

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 自由民主党・無所属の会

年 月 日	令和6年7月5日 他				
表題	奈良県議会【自由民主党・無所属の会】 SNS アカウント運用業務 動画撮影/編集費用				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、会派の議会にむけた日々の動きや考え等について発信を行い、意見等を求める。				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	6月議会等各定例会活動報告 県政課題の紹介 県政への意見募集 等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払 先	金額	金額の積算	領収書番号
	動画撮影編集費用		15,473 円	動画撮影/編集費用	38
	政務活動補助委託業務 6月分		9,955 円	アカウント運用料	48
	政務活動補助委託業務 7月分		9,955 円	アカウント運用料	61
	政務活動補助委託業務 8月分		9,955 円	アカウント運用料	76
	政務活動補助委託業務 8月追加分		23,210 円	動画撮影/編集費用	77
	政務活動補助委託業務 9月分		9,955 円	アカウント運用料	95
	政務活動補助委託業務 9月追加分		38,720 円	動画撮影/編集費用	96
	政務活動補助委託業務 10月分		9,955 円	アカウント運用料	110
	政務活動補助委託業務 11月分		9,955 円	アカウント運用料	124
	政務活動補助委託業務 11月追加分		15,510 円	動画撮影/編集費用	125
	政務活動補助委託業務 12月分		9,955 円	アカウント運用料	139
	政務活動補助委託業務 1月分		9,955 円	アカウント運用料	160
	政務活動補助委託業務 2月分		9,955 円	アカウント運用料	179

	政務活動補助委託業務 3月分		9,955 円	アカウント運用料	194
	政務活動補助委託業務 3月追加分		43,120 円	動画編集等	195
	※ 100% 充当 合計 235,583 円				
備考	instagram instagram.com/nara.jimin.mu x twitter.com/nara_jimin_mu youtube www.youtube.com/@nara.jimin_mu				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

業務委託契約書

奈良県議会会派「自由民主党・無所属の会」(以下、「甲」とする)と [REDACTED] (以下、「乙」とする)とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条(業務の内容)

一、 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務(以下、「本業務」とする)を委託し、乙はこれを受託する。

- ① 会派内での勉強会、会議、視察等における記録のための議事録作成業務(1本分)
- ② 会派内での勉強会、会議、視察等における記録のための録画・録音、編集、制作の記録業務
- ③ 広聴広報のための会派 SNS アカウント運用業務

二、 甲は乙に対して、上記以外の政務活動の業務を委託することができるが、その際の内容、実施方法は甲乙協議の上で行い、この契約の範囲外とする。例えば、議事録の2本目以降の作成や、その他の広聴広報のための動画撮影、編集費用業務などがこれに含まれる。その都度、成果物に基づき支払いを行う。

第3条(業務の遂行)

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条(再委託)

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条(業務委託料および支払い方法)

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 19,800 円 (税込) 支払うものとする。
- 二、 甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に基づき、第一項の業務委託料を翌月 20 日までに乙が指定する銀行口座に振り込むことで支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条(資料などの貸与・保管・返却・廃棄)

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等(以下、「資料等」とする)を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条(秘密保持)

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条(事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条(不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条(解約)

- 一、 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 二、 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。

三. この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。

①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から6か月とする。期間満了の日の1か月前に甲乙間で協議し、変更がなければ、同一条件をもってさらに6か月延長されるものとし、以後も同様とする。変更があった場合には、新たに契約を締結するものとする。

第13条(協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年 6月 1日

甲(委託者)

住所 奈良県奈良市登大路町30番地

氏名 自由民主党・無所属の会 代表 米田忠則

乙(受託者)

住所

氏名

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 自由民主党・無所属の会

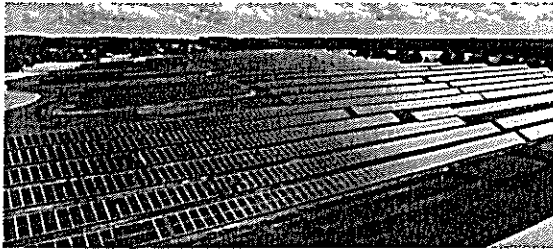
年 月 日	令和7年3月1日（土）ほか				
表題と発行部数	会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.03」 240,900 部発行				
対象者	奈良県内				
配布方法	新聞折り込み ポスティング				
発行目的	県政運営の現状とそれに対する会派の取組みの周知を図る。				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	○防災拠点での”大規模メガソーラー計画”に反対 県は断念へ ○揺れるアリーナ建設 ○令和5年度決算を不認定！				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株)プリントバック	745,935 円	180,000 枚	165
	印刷代	(株)プリントバック	27,845 円	4,500 枚	166
	印刷代	(株)プリントバック	191,910 円	55,000 枚	167
	印刷代	(株)プリントバック	8,500 円	1,400 枚	168
	折込料	(株)読宣	183,018 円		172
	振込手数料	南都銀行	445 円		172
	デザイン料	CANATA Design(株)	110,000 円		173
	振込手数料	南都銀行	445 円		173
	原稿作成料		72,600 円		174
	振込手数料	南都銀行	220 円		174
	ポスティング料	(株)ディー・アイ・エフ ばど事業部	280,271 円		185
	振込手数料	南都銀行	220 円		185

	ポスティング料	(有)レジオン	598,744 円		1 8 6
	振込手数料	南都銀行	220 円		1 8 6
	※ 1 0 0 % 充 当 合 計 2,220,373 円				
備考	添付資料：会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.03」				

注 発行した広報紙を添付してください。



防災拠点での“大規模メガソーラー計画”に反対 県は断念へ

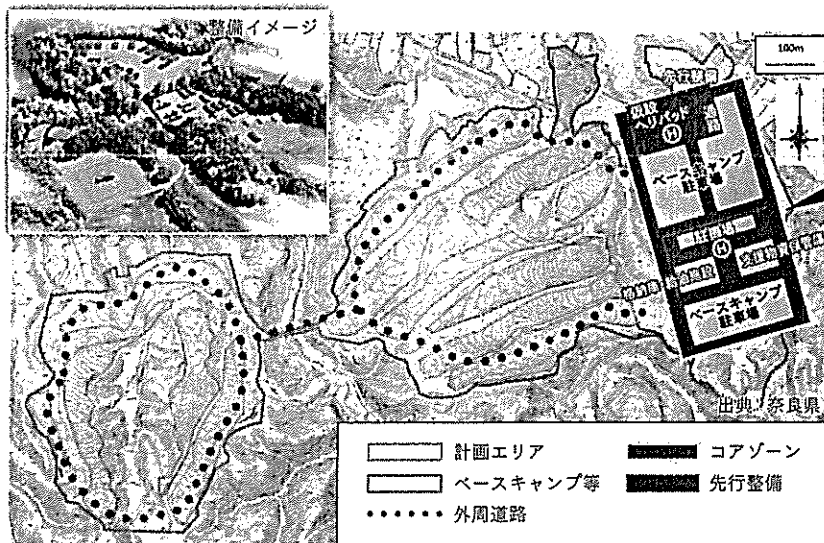


(イメージ)

南海トラフ巨大地震などに対応しようと、奈良県は五條市に敷地面積約64haの防災拠点を整備する計画で土地を取得しました。その重要な土地に、山下知事が突如として打ち出したのが「25haのメガソーラー計画」と1haのヘリポート案です。

私たち、奈良県議会 自由民主党・無所属の会は、そもそも防災拠点の面積や機能が大幅に足りていない中、県が「メガソーラー計画」を推し進めることに一貫して反対してきました。その上で、防災の

専門家による会議を新たに設置し、必要な機能などを再検討すべきと提案しました。この専門家会議の結果、メガソーラーの規模は0.21haとなり、当初の120分の1へと大幅に縮小されました。五條市では、先行して9.5haの防災拠点(コアゾーン)を整備することになり、今後は他府県等も応援できる環境を整えようという議論が始まろうとしています。



●コアゾーン(南部中核拠点の核となる区域)の機能と規模

機能	施設名	規模
進出・救助活動拠点	ベースキャンプ 駐車場	7.7ha
物資輸送拠点	支援物資保管庫	1,600㎡
航空搬送拠点	ヘリパッド 駐機場	1.5ha
(航空支援拠点)	格納庫	500㎡
	給油施設	800㎡
計		9.49ha

●整備の基本方針

防災機能を早期に整備し、県内外への支援力も向上させる。

第1段階 ヘリパッドと通路の先行整備

第2段階 コアゾーンの整備

第3段階 近隣府県への応援部隊受け入れ環境の整備

さらに、2月17日には、奈良県消防学校も、この防災拠点のすぐそばに設置されることが発表されました。訓練などの平時利用のほか、災害時に応援部隊に活用してもらうことができ、私たちが当初より提案していた内容となりました。奈良県や県民にとって良いことは進める、悪いことはブレーキをかけるという議会のチェック機能を果たすべく、活動してまいります。

防災拠点計画 経緯と問題点

- 2023年5月
 - ・山下知事が就任し、五條県有地で計画されていた広域防災拠点計画の白紙撤回
 - ・その後、具体的な活用策は示されず
- 2024年1月
 - ・突如、同じ土地に約25haの大規模メガソーラー計画を発表
 - ・県立樫原運動公園を主要な唯一の防災拠点とする方針
- 2024年3月
 - ・県議会で防災拠点を充実させるための修正予算案を提案
- 2024年4月～
 - ・有識者会議が設置され、専門家からもメガソーラー計画の妥当性に懐疑的な意見
 - ・樫原市と五條市の2箇所に中核防災拠点を整備すべきという意見
- 2025年2月
 - ・メガソーラー計画を事実上断念すると知事が発表
 - ・非常用発電設備として0.21ha(約120分の1)の太陽光発電施設の設置にとどまることに
 - ・老朽化した宇陀市にある消防学校の移転先として五條市の防災拠点に一体整備を発表

揺れるアリーナ建設

2031年に開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会にあわせ、アリーナを新しく建設する構想がありましたが、知事の就任後、この関連予算が執行停止され、県立橿原公苑など「既存施設を活用する方針」が示されたことを受けて、議会で下記のような問題点を指摘しました。

既存施設の主な問題点

- 1 既存施設は 1984 年のわかさ国体時に建設され、既に老朽化している
- 2 バリアフリーへの対応が不十分で環境が整っていない など

その後、奈良県は橿原公苑の第1・第2体育館を統合して新たなアリーナ施設の建設を発表しました。しかし、新たな案も十分な計画とは言えず、議会で問題点を指摘しました。

新たな案の問題点

- 1 用地面積が不足して十分な環境整備や観客席数の確保が難しい
- 2 駐車場の必要台数を確保できない
- 3 バスケットボールなどトップリーグ参加に必要な 5000 席が整備できない

これらを指摘した結果

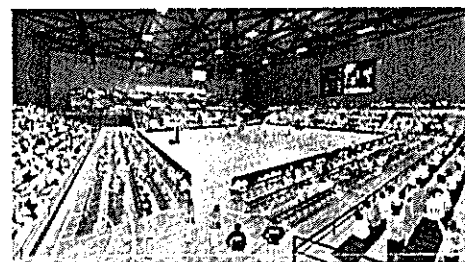
県立医大新駅の
西側に新アリーナを
建設へ

- ・ 5000人以上の観客席
- ・ バスケットコートメインアリーナに3面、サブアリーナに1面整備

この一連の県の動きは、まるで思い付きのように方針が転々と変わる中で、具体的なビジョンが見えにくい現状を明らかにしています。プロのアスリートがその才能を最大限に輝かせる舞台となり、子どもたちが夢と希望を抱く新アリーナとなるべく、会派一丸となって不断の努力をしていきます。

新アリーナ建設をめぐる経緯

- 2023年 5月
 - ・ 山下知事が就任し、多機能複合型アリーナを含むスポーツ施設整備推進事業を白紙撤回
 - ・ 新設はせず、既存施設で活用する方針を示す
- 2024年 1月
 - ・ 橿原公苑内の第1体育館、第2体育館を解体・統合し、新設する方針を発表
- 2024年 3月
 - ・ 予算案修正
橿原公苑以外の適地検討を提案
- 2024年11月
 - ・ 近鉄 医大新駅西側へ新アリーナ建設予定地を変更



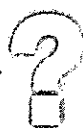
(県のイメージ図)

令和5年度決算を不認定！

山下知事は就任後、予算執行停止により、いくつもの計画を白紙撤回しました。代替案が示されないものも少なく、その後に提示された案は計画性も実現性にも欠けるものでした。

決算とは？

県が1年間でどのようにお金を使ったかをまとめた県の最終報告書です。



決算の「不認定」とは？

県議会がその報告書に対し、十分な説明や透明性が欠けていると判断し、正式な承認をしなかった状態を意味します。



- ・ 予算執行停止後に何を指すのかというビジョンがなかった
- ・ 知事の指示で、事業を停止した理由や記録が十分に残されず、合理的な説明がなかった

賛成少数で不認定

決算不認定は、県政運営の改善が急務であるとともに、次年度の予算案編成ではこの指摘を活かしてもらいたいというメッセージです。県民の皆さんが納めるお金が、奈良県の未来につながる形で使われるよう、今後も厳しい目で県政を監視し、必要な取り組みを求めてまいります。



▲ 会派勉強会のようす

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分の状況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	シュレッター	オフィスマイクロカットシュレッター M11M-W	1	86,680	86,680	令和7年2月10日				奈良県議会 自由民主党・無所属の 議員控室	(株)奈良事務機 から購入
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。